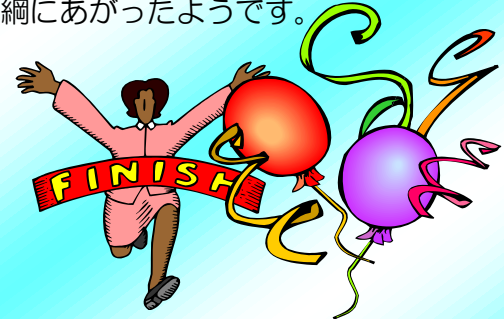


相続税 ～小規模宅地等の改正ほか①～

今回は平成 25 年度税制改正のうち、相続税・贈与税に関するものを見ていきます。一部については、平成 23 年度大綱で改正項目として上がっていましたが、ねじれ国会と東日本震災の影響により棚上げとなっていました。2 年越しとはなりますが自民党政権のもと、改めて大綱にあがったようです。



1 平成 23 年度大綱でも改正項目として挙がっていたもの

- ①基礎控除額の縮減
- ②相続税率の見直し
- ③贈与税率の見直し
- ④未成年者控除及び障害者控除の見直し

これらについては、NO. 53・54・55 でご説明しているのでそちらをご参照下さい。改正内容にかわりはありません。大事なものは適用時期です。いずれも平成 27 年 1 月 1 日以降に開始した相続及び贈与より適用になります。まだ少し先ですね。

2 小規模宅地等の特例の拡大

被相続人の居住用や事業用の土地については、評価を減額して相続税の負担が軽くなるように、小規模宅地等について特例という制度が設けられています。相続税の納付によりその生活・事業の拠点を手放しては元も子もないからです。最大で 80% の評価減 (=20% で評価) という特典ですので、その特例を受けられる土地についてはいくつかの要件があります (ここでは細かい要件は割愛します)。今回の改正ではこの要件の一部が緩和され、より広く特例の適用が受けやすくなりました。

(1) 対象面積が広がります (平成 27 年 1 月 1 日以降に開始する相続より適用)

被相続人の居住用であった宅地 (これを特定居住用宅地等といいます) については、従来 240 m² までしかその特例の適用を受けることができませんでしたが、今回の改正で 330 m² まで対象面積が拡大されました。すなわち 100 坪までという居住用としてはかなりの広さ (既に小規模ではない気もしますが) ですが、一定の広さのご自宅をお持ちの方にとっては、その恩恵は大きなものとなりますね。それでは、具体例をご覧ください (基礎控除額の改正も併せてご確認ください)。

【具体例】

マズオの財産は 400 m² の居住用の土地 (相続税評価額 1 億 6,000 万円) だけで、相続開始時点での法定相続人は 2 名でした (家屋はササエが所有しているものとします)。



① 従来ですと

- a 小規模宅地等の減額金額 $1 \text{ 億 } 6,000 \text{ 万円} \times 80\% \times 240 \text{ m}^2 / 400 \text{ m}^2 = 7,680 \text{ 万円}$
- b 土地の課税価額 $1 \text{ 億 } 6,000 \text{ 万円} - \text{a (評価減)} = 8,320 \text{ 万円}$
- c 基礎控除額 **7,000 万円 (5,000 万円 + 1,000 万円 × 2 名)**
- d 相続税額 $(\text{b} - \text{c}) \times 10\% \text{ (相続税率)} = 132 \text{ 万円}$

カツオ『ここで止めるのは決してザッピング対策じゃないよ、文字数の事情なんだよ〜』